

令和 7 年度 第 1 回国民健康保険運営協議会資料

【財政健全化計画関係】

1 国民健康保険における保険料水準の統一について

——— 1

国民健康保険における保険料水準の統一について

完全統一の取組状況										
令和6年度からの各都道府県の運営方針における、保険料水準の統一に向けた取組予定は以下のとおり										
	令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度～17年度		
国の方針等	運営方針 (R6～R11)					運営方針 (R12～R17)				
	R8 目標年度の意思決定					R12 納付金ベースの統一				R15 or R17 完全統一
	* 納付金ベースの統一：納付金算定において医療費水準を反映させない * 完全統一：当該都道府県内のどこに住んでも、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料とする					※現行の運営方針 期間中				※令和15年度まで、 遅くとも令和17年度 (令和18年度保険料 算定)まで
完全統一の 目標年度	R6 大阪府 奈良県 《完全統一 の達成済み》	R9 滋賀県			R11 福島県、大分県		R12 北海道、青森県、 埼玉県、福井県、 山梨県、兵庫県、 和歌山県、 高知県、佐賀県、 熊本県	R12～R15 宮城県 R12～R17 広島県 R15 群馬県 R18 神奈川県、 香川県		
納付金 ベースの 統一等の 目標年度	R10 栃木県					R11 岩手県、山形県、 千葉県、岐阜県、 愛知県、鳥取県、 徳島県、愛媛県		R12 東京都、富山県、 長野県、静岡県、 山口県	R15 秋田県、 鹿児島県	
目標年度 を定めてない	茨城県、新潟県、石川県、京都府、島根県、岡山県、福岡県、宮崎県、沖縄県									

※令和7年3月13日開催「全国高齢者医療主管課(部)長及び国民健康保険主管課(部)長並びに後期高齢者医療広域連合事務局長会議資料、令和7年6月10日国保新聞をもとに作成

※令和7年3月13日開催・全国高齢者医療主管課(部)長及び国民健康保険主管課(部)長並びに後期高齢者医療広域連合事務局長会議資料、令和7年6月10日国保新聞をもとに作成